

平成 29 年 4 月 1 日

平成 29 年度事業計画書

一般社団法人復興支援士業ネットワーク
代表理事 磯脇 賢二

1 はじめに

当社団が、当事業年度に注力する分野は3つあります。第1に「心の復興事業」、第2に従来から行っている無料相談会を通じての一般市民の方々に対する支援（法律・税金・お金・メンタル）、第3に復興支援を志す専門家や団体の発掘および連携でございます。あわせて今後も行政・産業団体・大学などと連携を図ることで被災地支援を図っていきたく思っております。以下具体的に説明します。

2 心の復興事業

2-1 「心の復興事業」【石巻雄勝の漁業と観光で生きがいを創り、故郷と人の心の再生を図る】

平成 27 年及び 28 年度、当社団は、復興庁にて「心の復興事業」【石巻雄勝の漁業と観光で生きがいを創り、故郷と人の心の再生を図る】採択され、多くの人の支援をいただき無事に終了しました。この事業を今年度も、一般社団法人 Calm Style（本部：宮城県石巻市、代表：阿部久良氏）及び特定非営利活動法人食生活カウンセラーの会（本部：埼玉県さいたま市、代表：柳川友美氏）の協力のもと、年間を通じて継続実施します（4月1日現在応募中）。内容としましては、大都市圏の方々に石巻市雄勝町にお越しいただき、地元の方々との交流をする一方で、雄勝町の方々にも東京にお越しいただき、地元で採れた魚介類をもとにした食事会開催や特産品販売を通じて交流をしていこうというものです。対象地域は石巻市雄勝町と女川町です。「心の復興事業」とは、東日本大震災から5年以上が経過し、避難生活が長期化する中で、仮設住宅等において、他者との交流の機会が乏しく孤立しがちな被災者も少なくなく、このような環境は、心の健康問題の誘因にもなり得るものです。このため、見守り活動や心身の健康問題が顕在化した際の保健・医療のアプローチとともに、避難先での農作業の活動や料理教室の開催、ものづくりなど、被災者の方々が生きがいを持って前向きに暮らしていくことのできる仕組みを作ることが重要であり、復興庁において、このような取組を支援するため、本事業を実施することとしました。本事業は、避難者の孤立防止の視点とともに、被災者の地域活性化等の活動等への参画をきっかけとして、自主的な健康づくりや地域の諸活動への積極的な参加につなげることにより、被災者の心身のケアを進めていくものです。このため、仮設住宅入居者が参画しつつ、取組内容によっては、災害公営住宅へ移転した被災者や、避難先・避難元の住民も一体となった活動を通じて、被災者の心身のケアにより「心の復興」を成し遂げることを目的としてい

ます。

2-2 「宮城県NPO等による心の復興支援事業」【仙台から歴史を学び地域住民同士のコミュニケーションを目指す】

平成28年度は、宮城県共同参画社会推進課が主体になって行う「宮城県NPO等による心の復興支援事業」【仙台から歴史を学び地域住民同士のコミュニケーションを目指す】(4月1日現在応募中)に、荒町こころの学校(本部:宮城県仙台市、代表:出雲征五郎氏)の協力のもと、活動をしてまいりました。本年度も採択されたらという条件付きで、年間を通じて実施する予定にしております。内容としましては、地元の方々とともに歌を歌ったり茶話会で話をしたりしながら交流をはかっていくことで、新たな地域コミュニティを作っていきます。あわせて地元の方を中心に大都市圏の方々に宮城県にお越しいただき、仙台や宮城県の歴史・食事・自然などを満喫してもらうものです。地元の方々には、運営に携わってもらうことで、新たな生きがいを見つけてもらいたいと思っております。対象地域は仙台市と近隣にて行う予定にしています。

3 渚泊

今年度は、採択されたという条件が付きますが、新規事業として農林水産省で行っています「渚泊」の推進を行います。「渚泊」とは漁村での民泊です。その一環としまして石巻市、地元漁協、雄勝町内地元自治会、一般社団法人 **Calm Style** とともに「雄勝町渚泊推進協議会」を設立しました。平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」の推進を図ることとされています。農泊を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることを重要課題としております。

このため、農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図るため、「渚泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を行います。

4 無料相談会の継続的開催

当団体は、前身の震災お助け専門家相談隊の時代から被災者によりそい、彼らの生活再建のための無料相談会を継続的に開催しております。平成28年度は仙台市内を中心に行ってきました。今年度も、他団体と協力して、他団体主催の無料相談会に専門家の派遣、また、当団体の無料相談会に専門家に来ていただくなどして、永続的に被災者支援をしたいと思っております。無料相談会は、仙台市を中心に石巻市・多賀城市・亘理町・南三陸町にて茶話会形式で開催いたします。

5 金融教育

平成 26 年度より、亘理町で初めて子供たち（小学校 1 年生から小学校 6 年生）を対象とした、金融教育を開催しました。昨年度は、東京のソフトバンク株式会社のファミリーデイズに出展して金融教育と石巻市雄勝町の民芸品と福島県会津若松市産の米の販売を通じて両市の PR と販売をしました。震災から 6 年が経過し、復興にむけて動き出しております。従来の相談会ばかりではなく、将来、事業を起こそうとする子供たちを少しでも育てたいと思い始めました。「金融教育」は、狭義においては「個人の金銭管理と金融システムについての正しい知識と理解を促す教育」という意味ですが、広義においては「お金や金融のさまざまな働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やより良い社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」（金融広報中央委員会 2007）という意味をもっています。この「自分の生き方や価値観を磨く」には、社会生活における「信用」の重要性といった道徳観念から、勤労観・職業観の醸成、金融サービスの活用方法、さらには多重債務や金融犯罪からどう身を守るのか、といった事柄までが含まれており、その役割は非常に多岐にわたります。このように、「お金」を切り口に、さまざまな事柄に多角的にアプローチしていくのが金融教育の大きな特徴であり、経済環境・社会環境が多様化・複雑化するなか、金融教育は、いわば一人ひとりの「生きる力」を育む教育ということができます。今事業年度は、宮城県内各所のイベント開催時だけでなく、福島県でもお小遣いゲームなどを通じて金融教育を行っていきたいと思っております。

6 復興支援を志す専門家等の発掘および連携

被災地支援を志す専門家や団体を発掘、連携していきます。昨事業年度同様、既存の専門家の先生だけでなく、現在も被災地支援を続けている専門家グループや団体を見つけ提携して活動をしていきたいと思っております。また、被災地支援を通じて、社会貢献と自分自身のスキルアップをしたいと志す専門家を一人でも多く見つけ、そして被災地を見てもらい、相談会にできるかけ参加して頂くことで社団の理解者を増やしていきたいと思っております。

7 住み替え等円滑化推進事業

国土交通省から採択されたという条件付きですが、仙台市を中心に上記の事業を行います。相談会事業の拡充を図ります。

住み替え等円滑化推進事業とは、国土交通省で行っている事業です。売却、賃貸、リバースモーゲージ等の住宅の資金化や安心な住まい先の確保といった住宅資産の活用について相談できる体制を整備する事業及び住宅資産の活用について助言する専門家を育成する事業について公募を行い、優れた事業を提案した応募者に対して、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用を補助することにより、アクティブシニアを中心とした

高齢者等が所有する住宅資産の活用を促進し、高齢者等が所有する良質な住宅ストックの住宅市場への供給を促進して、既存住宅市場を活性化することを目的としています。当社は、

具体的な事業内容は、以下の通りです

① 住宅資産活用のための相談体制の整備

高齢者等の所有する住宅資産の活用を促進するために、売却、賃貸、リバースモーゲージ等の住宅の資金化や、安心な住まい先の確保といった住宅資産の活用について相談できる体制を整備すること。なお、相談体制の整備にあたっては、ファイナンシャル・プランナーを配置し、各分野の専門家と連携しながら高齢者等の所有する住宅資産活用に関する相談窓口を設置すること。

② 住宅資産の活用推進のための専門家の育成

住宅の所有者による住宅資産の活用に関する相談に対応できる者を育成するため、ファイナンシャル・プランナー等の住宅資産活用に関する相談に対応できる国家資格を持つ者を対象とし、住宅資産の活用に係る体系立てた知識及び住宅資産の活用に関する相談に応じるための実務に関する研修を実施すること。

8 熊本地震をはじめとした大災害時における緊急対応

昨年度は、4月14日21時26分熊本県で震度7を観測する地震が発生しました。その後、4月16日にも熊本県で震度7を観測する地震が発生しました。また、大分県でも相次いで地震が発生しました。気象庁震度階級では最も大きい震度7を観測する地震が4月14日および4月16日（未明）に発生したほか、5月14日9時までに最大震度が6強の地震が2件、6弱の地震が3件、発生しました。4月29日、当社団社員である司法書士江里口曜平先生の指揮のもと、熊本県益城町に炊き出しを実施しました。当社団からは代表と社員の江口友介が参加しました。今後も、災害発生に際しては、被災地に赴き、無料相談会や炊き出しを実施して被災された方々に寄り添っていきたいと思います。